

右から、倉持亘一郎氏、Rachel Knubley氏、Stephen Cooper氏、岸上恵子氏、Hugh Shields氏、又邊 崇氏

IASB理事

**Stephen Cooper**

IASBエグゼクティブ・テクニカル・ディレクター

**Hugh Shields**

IASBテクニカル・プリンシパル

**Rachel Knubley**

IASB客員研究員

くらもち こういちろう  
**倉持 亘一郎**

日本公認会計士協会 常務理事

きしがみ けいこ  
**岸上 恵子**

日本公認会計士協会 研究員

またべ たかし  
**又邊 崇**



# 国際会計基準審議会（IASB）理事 Stephen Cooper氏に訊く



## —IASBの基本財務諸表及び開示に関する取組み—

IASB議長であるHans Hoogervorst氏は、2016年6月30日にチューリッヒで開催されたIFRSカンファランスで、今後数年間のIASBの作業の中心テーマは「より良いコミュニケーション」であり、その中核プロジェクトは基本財務諸表と開示に関する取組みになるとのスピーチを行った。

そこでインタビューでは、IASBの基本財務諸表プロジェクトの概要、概念フレームワーク・プロジェクトとの相互関係、開示に関する取組みの概要、開示原則のディスカッション・ペーパーの内容、さらには、財務報告の枠組みを超える企業報告などについてお話をうかがった。IASBの今後の動向を把握するためにも、是非、ご一読いただきたい。

なお、本インタビューは2016年7月5日にIASBオフィスで実施している。

### 1. はじめに

**倉持** IASB理事のCooper氏はアナリストご出身で、株式評価と会計をご専門としています。IASB理事に就任される前は、数年にわたり、欧州ナンバー1のアナリストとして選出され、また、IASBの投資家諮問グループ（現CMAC）等を通じて基準設定の分野でも活躍されていました。

IASBのエグゼクティブ・テクニカル・ディレクターであるShields氏からは、昨年、アジェンダ協議に関する意見募集が行

われる前に、本誌2015年10月号掲載の記事でアジェンダ協議の概要をお聞きしました。今回はアジェンダ協議にどのような意見が寄せられ、IASBの活動にどのような影響を及ぼすことが見込まれるのかといった点を中心にご意見をお聞きしたいと思います。

IASBのテクニカル・プリンシパルであるKnubley氏は、これまで、リース、概念フレームワーク・プロジェクトを担当されてきました。現在は、概念フレームワーク・プロジェクトに加えて、基本財務諸表プロジェクト、開示に関する取組み、タクソノミー



基本財務諸表プロジェクトを通じて、投資家をはじめとするすべての関係者にとって財務報告がより良いものとなるよう、検討を進めたいと思います。

IASB理事

**Stephen Cooper氏**

も担当されています。

## II. アジェンダ協議2015

### 1. アジェンダ協議2015の概要

**倉持** アジェンダ協議は、IASBが優先的に取り組むべき課題について、世界中の関係者の意見を聞くプロセスです。昨年IASBは、2度目となるアジェンダ協議の意見募集を行いました。はじめに、アジェンダ協議の意見募集に対して関係者からどのような意見が寄せられ、それを踏まえてIASBがどのような方向に進もうとしているのか、Shieldsさんにお聞きしたいと思います。

**Shields** アジェンダ協議に対しては、多くの関係者の方々からいくつかの明確なメッセージをいただきました。

IASBが取り組んできた主要プロジェクト、すなわち、保険契約、概念フレームワーク・プロジェクト、そして、先日、既に公表された、リースを完了してほしいという意見を多くの方からいただきました。

IFRSの「適用」にもう少し注力すべきという意見もいただきました。2016年6月末現在、IFRSは、約120か国で使われています。IFRSの適用上の課題や首尾一貫した適用に対して、IASBがすべての責任を負うことはできませんが、この分野にもう少しリソースを投入すべきことが明らかになりました。

また、財務報告は投資家により有用な情報を提供できるよう改善される必要があるという意見も多く寄せられました。Hoogervorst議長は2016年6月にチューリッヒで行われたIFRSカンファランスで「(財務報告による)より良いコミュニケーション」というテーマを掲げました。これに関連する主要プロジェクトが、基本財務諸表プロジェクトと開示に関する取組みです。また、電子開示やタクソノミーといった点も重要だと思います。基本財務諸表、開示に関する取組み、タクソノミー等は相互に関連するプロジェクトであるため、Knubleyさんに

取りまとめていただいています。

一方で、いわゆる静止期間、安定期間を求める声も寄せられました。IASBは、収益認識、金融商品、リースといった現行実務に大幅な改訂をもたらす新しい会計基準を、ここ数年、公表してきました。こういった大幅な改訂を続けることは、会計基準を適用する側にも負担をかけるため、限度があるという意見です。

**岸上** 確かに、この数年間は基準の大きな動き、変更、修正が続きました。

**Shields** これらの基準改訂は大がかりなものでしたので、ITシステムに影響を及ぼすこともありました。IASBとしても、こういった点を理解した上で基準設定のペースを決めなくてはなりません。

アジェンダ協議のサイクルを3年ごとから5年ごとに延ばすべきかという質問もしました。賛否両論がありましたが、5年ごとにする提案は、おおむね支持されました。IFRS財団評議員会(評議員会)もこれを承認し、アジェンダ協議のサイクルは、正式に、5年ごとに変更されました。これについて不安に思われる方もいらっしゃるかもしれないので1点補足させていただきました。作業計画が5年間固定されるわけではありません。作業計画を見直す必要が出てくれば、IASBは作業計画を柔軟に変更可能です。

リサーチ・プロジェクトの数を絞るべきであるというメッセージも寄せられました。これまでの作業計画には、15のリサーチ・プロジェクトが含まれていましたが、これを6つに絞り込むことにしました。基本財務諸表プロジェクト、開示に関する取組み、共通支配下の企業結合、動的リスク管理、資本の特徴を有する金融商品、のれん及び減損です。IASBは、それ以外のリサーチ・プロジェクトを削減するという難しい決断を下さなければなりません。それにともない、現時点では取り組まないが、2017年から2021年の5年間のアジェンダ・サイクルの間に取り組む予定である一連のプロジェクトを、「リサーチ・パイプライン

ン]と位置づけることにしました。具体的には、持分法、採掘活動、排出物価格設定メカニズム（以前の排出量取引スキーム）、引当金・偶発負債及び偶発資産、変動及び条件付対価が含まれます。

これに加えて、パイプラインに3つの実現可能性調査も含めることとしました。1つは、IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」に限定的な修正を行い、超インフレ経済だけでなく、高インフレ経済にも適用できるかどうかの検討です。高インフレが何を意味するかは議論が分かれるところですが、例えば、3年間にわたり年率8%超のインフレという意見もあります。年金についても、資産の利回りに関連して給付が変動する混合型年金制度に、特定のモデルが機能するか、限定的な実現可能性調査を行う予定です。また、上場企業の子会社がIFRSを適用した場合に、認識及び測定についてはIFRSに準拠しつつ、開示については、中小企業向けIFRS並みに開示の簡素化を認める余地があるかどうかを検討する予定です。

IASBは、外貨換算取引と高インフレ（実現可能性調査は除きます。）プロジェクトを、既に作業計画から除外しました。また、株式に基づく報酬と割引率に関するプロジェクトも近日中に終了する予定です。これに加えて、作業計画から除外されたプロジェクトは、法人所得税（今後、教育的文書をウェブサイト公表する可能性はあります。）、無形資産、退職後給付（実現可能性調査は除きます。）です。アジェンダ協議には新たなリサーチ・プロジェクトを提案する意見も寄せられましたが、今申し上げたプロジェクトに集中するために、新たなリサーチ・プロジェクトは行わない予定です。以上が新しい作業計画の概要です。

## 2. アジェンダ協議に対する投資家の意見

**岸上** Cooperさん、投資家の観点からアジェンダ協議についてご意見をいただきたいと思います。どのプロジェクトが最も重要だとお考えでしょうか。

**Cooper** 投資家は様々なプロジェクトに注目していますが、ど

のような種類の投資家か、どのセクターをカバーしているかによって関心は異なります。アジェンダ協議に寄せられたコメントレターを分析した結果、多くの投資家は、基本財務諸表、財務諸表の表示、注記といった領域が非常に重要であると考えているようでした。この点については、2011年のアジェンダ協議でも同様の回答が寄せられました。投資家は、主要プロジェクトの進展を通じて認識及び測定に関しては大幅な改善が行われたと考えているようです。その上で、現在のIFRSで認識及び測定に関して基準が整備されていないと考えられる分野として、一部の投資家は排出物価格設定メカニズムや採掘活動などを挙げました。

**岸上** アナリストが、どの投資、どの産業をみているかによって異なるということですね。

**Cooper** 投資家はゼネラリストの場合もありますし、債券に投資している場合もありますし、特定のセクターを投資対象としている場合もあります。例えば、スイスやオランダで重要な年金債務があるセクターを投資対象としているアナリストの場合、混合型年金制度を優先すべきと言うでしょう。大きな年金制度のない企業を投資対象としている場合、又はそれが問題になっていない国・地域の企業を投資対象としている場合、混合型年金制度を挙げることはないでしょう。ほかの会計基準についても同じで、投資家自身が関心を持ち、実際の業務に影響するものを重視する傾向にあるものです。そういった中で、ほとんどの投資家が改善の必要性があると指摘したのが、財務諸表の表示と財務報告を通じた利用者へのコミュニケーションの改善です。ちなみに、より良いコミュニケーション、コミュニケーションの改善という表現は、最近Hoogervorst議長が使っているフレーズです。

**岸上** はい、最近でしたね。

アジェンダ協議のサイクルを3年から5年に変更することについてはどのようにお考えですか。3年のままだよいか、5年に変更すべきかについて、投資家はどのように考えている

アジェンダ協議に対して、財務報告は財務諸表利用者により有用な情報を提供できるよう改善される必要があるという意見が多く寄せられました。

IASB エグゼクティブ・テクニカル・ディレクター  
**Hugh Shields氏**





基本財務諸表の構造と記載項目の改善を通じて、業績をより良い方法で伝達できれば、と考えています。

IASBテクニカル・プリンシパル

**Rachel Knubley氏**

のでしょう。

**Cooper** 3年から5年に変更することに反対した投資家は多くなかったと記憶しています。状況が変わったり、新しい問題が生じた場合に、作業計画を機動的に見直しうるのであれば、正式に関係者の意見を聞く機会を5年ごとに変更することについて、私自身も全く異論はありません。アジェンダ協議を実施する際にIASBは基準設定活動からリソースを割り振らなければなりませんし、関係者にも負担が生じるからです。アジェンダ協議を行うことに伴う負担と、関係者のニーズの変化をタイムリーに把握することのバランスをとる必要があります。

**岸上** 計画の変更については、会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) からのインプットが重要であるという理解をしています。

**Cooper** ASAFからのインプットは、作業計画に関しても非常に重要です。ASAFは頻繁に会議を行っておりますので、作業計画とその進捗状況について、ASAFから頻繁にインプットを受け取っています。

**Knubley** ASAFに加えて、利用者のグループである資本市場諮問会議 (CMAC)、作成者のグループである世界作成者フォーラム (GPF)、IFRS諮問会議など、IASBは、様々な諮問グループと定期的に協議をしています。5年の間に作業計画の妥当性に大きな懸念が生じた場合、様々な諮問グループから意見が寄せられるでしょう。

### 3. 今後の予定

**Shields** アジェンダ協議の最終確定のプロセスについてもご説明したいと思います。これまでのIASBでの審議を踏まえ、6月のIFRS諮問会議で、アジェンダ協議で寄せられたコメントについて議論しました。その後、7月のASAFでも議論を行い、それを踏まえて、IASBでさらに審議を行い、確定することになると思います。それを反映する形で7月末に作業計画をアップデートする予定です<sup>1</sup>。その後、これらの審議の内容を踏まえて

フィードバック文書を作成し、10月の評議員会を経てIASBがフィードバック文書の公表を最終承認する予定です。

## III. 基本財務諸表

### 1. 基本財務諸表プロジェクトの概要

**岸上** 次に、基本財務諸表プロジェクトの概要についてお聞かせいただけますか。

**Knubley** これは、基本財務諸表の構造と記載項目の改善を検討するリサーチ・プロジェクトです。基本財務諸表とは財務諸表本表を意味しており、損益計算書・包括利益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書、持分変動計算書のことです。このうち、持分変動計算書は資本の特徴を有する金融商品という個別のプロジェクトで検討を行っておりますので、基本財務諸表プロジェクトで検討する予定はありません。

初期のリサーチは、損益計算書・包括利益計算書を中心に検討を行っています。アジェンダ協議で寄せられたコメントから、企業の業績報告に多くの懸念が持たれていることは明らかでした。IFRSは、損益計算書の表示に関して柔軟性を認めているため、企業ごとにまちまちの損益計算書が作られ、比較可能性が損なわれていること、営業利益のような比較可能な段階利益がないこと等が問題点として認識されました。初期のリサーチでは、このあたりの問題を重点的に検討したいと考えています。また、「業績」の定義の検討を求めのご意見もいただきました。この点については、これまでも概念フレームワーク・プロジェクトの中で検討を続けてきましたが、私たちは、業績は単一の数値で表すことができるものではなく、財務諸表の様々な項目によって伝達されると考えており、誰もが同意するような単一の業績指標を見つけることは可能ではないと考えています。現在検討しているのは、業績をより良い方法で伝達することです。そのためには、例えば、損益計算書に新しい表示科目や段階利

益を導入するかもしれません。比較可能な営業利益やEBITを段階利益として要求すべきだという意見もあります。

**岸上** 代替的業績指標<sup>ii</sup>になるのでしょうか。それとも営業利益のような指標を定義することになるのでしょうか。

**Knubley** 営業利益を定義する可能性もあります。ちなみにどのような形で「定義」するかは、今後どのようなご意見が寄せられるかによると思います。「営業」が意味するところについて厳格で詳細な定義を定めることも考えられますが、それは難しいでしょう。別の方法として考えられるのが、一般的な営業利益を説明し、営業と営業外の定義に関して企業の判断の余地を残すことです。さらに、営業利益の中で、経常的に発生するもの(例：通常の費用)と、非経常的にしか発生しないもの(例：減損損失)を分けることができれば、利用者の将来予測に資する情報を提供できるという意見もあります。もちろん、非経常的にしか発生しないものをどのように考えるか等、様々な検討を行わなければなりません。

**岸上** 日本基準では、特別(special)項目と呼ばれているものがあります。

**Knubley** そうですね。そうした特別項目を利用者に分かる形で表示することも有用かもしれません。今年中は、利用者を中心に幅広い関係者の知見をうかがい、現行の財務諸表にどのような問題があり、どのような改善が必要なのか、主に、損益計算書に関して、検討を進めようと考えています。

**倉持** 損益計算書に対して寄せられた懸念に関連して、我々スタッフも実際の財務諸表を読み、どのような問題が生じているのか分析を行っています。様々な業種の財務諸表を分析していますが、利用者からご指摘をいただいているとおり、財務諸表の様式は同業他社の間でもまちまちです。もちろん、十分に詳細な損益計算書が開示されている場合もありますが、必要以上に科目を集約しているケースもみられ、極端な例では、売上原価と販売費及び一般管理費を一行に集約して、営業費用という名称で表示している会社もあります。IAS第1号は財務諸表を

理解するために必要な項目を損益計算書に個別に表示することを要求していますが、企業ごとに同じような判断が行われているとはいえないと思います。注記を探せば内訳が開示されているケースも多いですが、本表に表示されるべき情報が注記に表示されていればよいのでしょうか。段階利益についても様々な問題があり、例えば、同じ「営業利益」という名称の段階利益を表示している同業他社であっても計算過程に違いがあり、段階利益を使った企業間の比較が困難です。こうした作業を通じて、損益計算書に懸念の声が寄せられるのは十分理解できていると感じています。様々な投資家の方々のご意見も直接うかがっていますが、まさにこういった点が問題であるとの意見です。

**Knubley** 損益計算書以外の基本財務諸表については、アジェンダ協議でほとんど懸念が示されませんでした。キャッシュ・フロー計算書と貸借対照表については、そもそも損益計算書の改訂に使うリソースを削ってまで改善が必要かといった点について、関係者の意見を聞きたいと思います。

では、仮に、キャッシュ・フロー計算書について検討する場合の検討項目ですが、2つほど検討対象に挙がっている項目があります。1つ目は、利息や配当のキャッシュ・フロー表示区分です。利息や配当をどの区分に表示するかについて、IFRSは選択肢を認めています。それが企業間のキャッシュ・フローの比較可能性を損なっているという批判があります。これに関しては、表示に関する選択肢をなくすことを検討するかもしれません。2つ目は、キャッシュ・フロー計算書と損益計算書をもう少し整合させた方が有用性が高まるのではないかという意見があります。

**岸上** 英国財務報告評議会(FRC)もキャッシュ・フロー計算書の改善に関してリサーチをしていますね。そのプロジェクトでは、直接法を前提にしているのでしょうか。

**Knubley** 英国FRCのスタッフは、キャッシュ・フロー計算書の改善について様々な検討を行っており、私たちがフォローして



実際の財務諸表の分析を行っていますが、同業他社間でも比較可能性に問題があるケースがあり、利用者からこの点に懸念が寄せられることは理解できます。

IASB客員研究員

倉持 亘一郎氏

企業固有の情報の開示と同一業界内の他の企業との比較可能性(F/S項目の標準化)は相反する場合があります。このバランスをいかにとるかは重要です。



日本公認会計士協会 常務理事  
岸上 恵子氏

います。これは、直接法のキャッシュ・フロー計算書を前提としたものではありません。間接法と直接法はともに容認されるべきであり、直接法を要求すべきではないと結論づけられています。

ほかに、「現金及び現金同等物」を「現金のみ」という厳格な定義に移行すべきかといったことも検討されています。

**岸上** 現金だけに限定するということですか。

**Knubley** はい。とても厳格な定義です。現金でなければなりません。

**岸上** 定義から「3か月以内」をなくすということですね。

**Knubley** そのとおりです。

## 2. 投資家による財務諸表の利用

**岸上** チューリッヒのIFRSカンファランスで、篤地隆継さんが議長を務めた投資家に焦点を当てたセッションに参加したのですが、これはとても興味深かったです。そのセッションでは、「価値のある情報とは何か」、「投資家はどのような情報を求めているか」といった内容が話し合われていました。そこで、そのセッションに基づく質問です。IFRS財務情報、非IFRS財務情報、非財務情報という3種類の情報がありますが、アナリストのご経験から、投資の意思決定において、過去のIFRS財務情報はどの程度重要でしょうか。

**Cooper** それは投資家によって異なると思います。極端な例では、過去の財務情報だけに依拠する投資家もいるでしょう。クオンツ・タイプの投資家の中でも、いわゆるスマートベータ型の投資戦略を用いる投資家は、基本的に、財務情報に基づいて銘柄の選定を行います。例えば、割安なバリューストックではなく成長性が見込めるグロース株に投資する場合、売上高の増加率、資本利益率などの財務諸表から得られる様々な情報に基づき銘柄スクリーニングを行い、ポートフォリオを構成するでしょう。こういったデータに基づいて、高利回り、高成長、バリューといった、投資家が目的とする特性を有するポートフォリオを選定します。このような種類のスマートベータ型の定量的戦略

は幅広く用いられています。他の手法と組み合わせて使われている場合もありますし、単独で使われている場合もあります。このような投資家にとって、財務諸表のデータは彼らが使用するデータの極めて重要な部分を占めます。

その対極にあるのが、財務諸表のデータを全く使用しないモメンタム型の投資家です。彼らは株価や株価の変動だけに基づいて投資を行います。ほかに、ニュース・フロー、すなわち、会社に関して発表される情報の流れに基づいて投資を行う投資家もいます。その情報の流れには決算発表も含まれますが、会社の製品、市場、競合企業、経済などのあらゆる情報が含まれます。

**岸上** ビジネス・モデルなども含まれるのですね。

**Cooper** 特定の店舗の毎月の売上やショッピング・センターの客数についての情報なども含まれます。ニュース・フローで検討対象とする情報は、財務情報よりも非財務情報の方が多いかもしれません。その中間として挙げられるのが、ファンダメンタル・アナリストで、特定のセクターの企業などをフォローしている従来型のアナリストです。彼らは、売上高の推移等を含めた財務情報と、その会社についての背景情報、為替レートの変動に対する売上の感応度、他の様々な要因に対する感応度、マージンの決定要因などを分析します。

**岸上** 将来キャッシュ・フローを予測するために行っていると考えてよいですか。

**Cooper** 彼らは過去の財務諸表データと非財務データに対する分析を組み合わせることで事業を評価します。その評価は、キャッシュ・フローの予測の場合もありますし、利益の予測の場合もあります。投資を行う際に情報を処理する上で使用する技法には、ありとあらゆるものがあります。このように、投資アプローチが全く違う、異なる種類の投資家が数多くおり、そのニーズも異なることから、一般化して投資家はこれに興味を持っている、あれに興味を持っていると言ってしまうことは、物事を単純化しすぎることになると思います。ただし、財務諸表の情報を全く使用しない投資家はほとんどいないでしょう。

**岸上** どの投資家にとっても、過去の財務情報はある程度重要ということですね。

**Cooper** 非常に重要だと思います。過去の財務諸表の情報が重要ではないと考える投資家はほとんどいないでしょう。情報の処理の仕方は異なるかもしれませんが、財務諸表の異なる部分に注目しているかもしれませんが、「直近年度の収益や利益に関心はない」という投資家はいないと思います。

**岸上** IFRS財務情報は重要なインプットになっているということですね。

**Cooper** はい、間違いなくIFRS財務情報は重要なインプットです。

**岸上** 安心しました。一般的な投資家の考えと理解して間違いないですね。

**Cooper** 間違いありません。

**岸上** 別の質問があります。IFRSカンファレンスのそのセッションでは、スイスの利用者である投資家が、財務諸表の中で非経常項目又は異常項目を特定してほしいと発言していました。そのような意見はスイスの投資家固有のものなののでしょうか。投資家の一般的な見解と感じていますが。

**Cooper** 一般的な意見だと思います。投資家は、過去の業績とその過去の業績に影響を及ぼした要因は何だったのかを理解しようとしています。ある事業年度の利益が低かった場合、それは競合他社が市場のシェアを奪った結果なのか、それとも、訴訟が業績に影響を与えたからなのかによって、事業の評価を行う上で全く異なる意味合いを持っています。利益の下落が競合他社が市場のシェアを奪ったことによるのであれば、翌期以降の利益にも継続的な影響を及ぼしますが、過去例がないような一過性の訴訟によるのであれば、翌期以降の利益を考える上で、除外する必要があります。利益がいくらかを理解するだけでなく、なぜ、前年度の利益と異なるのか、収益や費用の変動はどのような性質のものなのかを理解する必要があります。だからこそ、投資家は非経常項目や異常項目に着目しています。

**岸上** その理解を踏まえての質問があります。企業固有の情報とのバランスをどのようにとればよいとお考えでしょうか。企業は小計、指標の表示にあたり過年度との首尾一貫性を確保しなければなりません。その背景には企業独自のストーリーがあると思います。一方で、同じ業界の他の企業と比較可能でなければならないという声も多いと思います。利益や収益・費用項目の標準化が必要ということになりますが、どのようにお考えでしょうか。相反する場合もあるのではないかと感じています。

**Cooper** 大変良い質問だと思います。その質問に答えること

が、基本財務諸表プロジェクトの重要な目的だといえるでしょう。明確な答えを差し上げることができないかは分かりませんが……。そのどちらも重要だと思います。1つの企業の業績を他の企業との関連で理解できるようにするためには、標準化は重要です。しかし、企業はそれぞれ違いますし、ビジネス・モデルも異なります。企業がどのように報告を行うかを制限してしまえば、企業が何をしているかを伝える能力に悪影響を及ぼしてしまう可能性があります。バランスをとり、どちらも達成することが、私たちが基本財務諸表プロジェクトで目指していることであるといえるかもしれません。

**Knubley** 本当にそのとおりでと思います。これは基本財務諸表プロジェクトが直面することになる大きな課題です。そのバランスをどこでとるべきかについての関係者の意見は、誰の話聞くかによっても大きく異なります。例えば、これまでお話をうかがった日本の関係者の多くは、損益計算書上の構造の標準化を望んでいました。

**岸上** 日本基準では損益計算書の形式が標準化されているからだと思います。

**倉持** そうですね。日本基準では、財務諸表の様式が定められています。段階利益も決められており、例えば、営業利益が開示されます。企業の業績が新聞で報道される場合にも、この営業利益は用いられます。日本の関係者は、決まった様式が財務諸表の比較可能性にもたらすメリットを十分理解していますので、IFRSに対しても同様の意見が寄せられるのだと思います。

**Cooper** 経常利益もありますよね。

**岸上** 営業利益、それに財務項目を加減した経常利益、また、特別項目もあります。

**倉持** 一過性の項目は特別損益に含まれます。日本基準の営業利益がある意味で経常的な営業利益であるのはそのためです。

**岸上** 実務では、作成者と監査人の間で、何が特別項目で何が営業項目かについて時々議論が生じますが、比較的、明確な規則があります。このために、日本人は標準化を望む人が多いのだと思います。

**Knubley** 伝統的に、IFRSよりも体系だった損益計算書を用いている国は日本以外にもありますが、そのような国の関係者は損益計算書の構造を標準化することを支持しています。一方で、自分のストーリーを伝えられるような柔軟性を確保することを支持し、構造を強制されることに対しては消極的な国・地域もあります。英国もその1つだと思います。先ほど申し上げましたように、損益計算書上の構造に関し、対極にある2つの意見の間のどこに着地するのか、基本財務諸表プロジェクトの中で

答えを見つけなければなりません。

**岸上** チューリッヒのIFRSカンファレンスのセッションで、投資家の1人が、例えば、200社を20社に絞り込む最初の段階で何らかの小計を使用し、その後で詳細な情報を検討すると発言していました。実務上、投資家はそのようなプロセスを踏むのが一般的なのでしょうか。

**Cooper** 様々な種類の投資家がいると申し上げましたが、そのような方法も1つのアプローチです。ある欧州の投資会社のグローバル・ポートフォリオ・マネージャーは、全くそのとおりのことをしています。まず投資対象の母集団があります。このポートフォリオはグローバル・ラージ・キャップと呼ばれ、世界の大型株を対象に構成されています。世界中に2,000社の投資対象企業があるとします。2,000社の詳細な分析を行うことはできませんので、最初の銘柄スクリーニングは、基本的に、定量的な評価に基づいて行います。最終的にポートフォリオを構成するのは40銘柄だとして、例えば、まず100銘柄に絞り込むために、成長率、利益率など、そのマネージャーが選択した指標を用います。

**岸上** なるほど。その場合、最初のスクリーニング又はフィルタリングにはある程度の標準化が必要のように思えるのですが。

**Cooper** そのとおりです。現時点では、フィルタリングを公正かつ偏りのない方法で行うことはかなり困難です。フィルタリングを行うには比較可能な数値が必要ですが、現在、そのような比較可能な数値は限られています。例えば、投下資本利益率(ROCE)が1つのフィルターだとして、「ROCEは財務諸表のこの数値をこの数値で割ったものだ」と単純にいうことはできません。現在は財務諸表に比較可能な小計がないため、財務諸表から直接得られる比較可能な数値は純損益や株主資本しかありません。単純な株主資本利益率(ROE)は計算できますが、より包括的なROCEを算出することはとても難しいのです。比較可能な情報が財務諸表から入手できないために、このような投資家は企業が作成した財務諸表ではなく、各企業の財務諸表を金融情報ベンダー(例:ブルームバーグ)が加工して標準化した財務情報をダウンロードし、自分にとって比較可能なレシオを導き出し、その数値をスクリーニングの際に使用しています。

### 3.財務諸表表示(FSP)プロジェクトとの関係

**岸上** 日本では、キャッシュ・フロー計算書に関して直接法が要求されるのではないかと強い懸念と反発があります。直接法になれば、作成者は、システムの変更が必要になり大きなコストがかかるのではないかとといったことを真剣に考えているか

らではないかと思います。

**倉持** IASBは、2006年ごろから2010年ごろにかけて、財務諸表表示(FSP)という名称のプロジェクトを進め、財務諸表の大幅な改訂を検討しましたが、当時、日本の関係者は、このプロジェクトに対して非常に強い懸念を持っていました。特に日本の関係者が懸念したのが、間接法を廃止し、直接法キャッシュ・フロー計算書を強制するという提案と、すべての基本財務諸表に営業活動、投資活動、財務活動の区分を設けてかなり細かいレベルで財務諸表の相互関係を強める、いわゆる一体性(cohesiveness)といわれた提案でした。

**Knubley** 以前のFSPプロジェクトで直接法キャッシュ・フロー計算書を提案した際、ITシステムへの影響があるとして日本以外の作成者からも多くの反対意見が寄せられました。

**岸上** Cooperさん、何かコメントはありませんか。

**Cooper** 今回の基本財務諸表プロジェクトで直接法キャッシュ・フロー計算書を要求する意図は全くありません。当然、基本財務諸表プロジェクトの結果、設定される会計基準に何を含めるかについては、今後、IASBが決断を下さなければなりません。今回の基本財務諸表プロジェクトで達成しようとしていることは、以前のFSPプロジェクトのように野心的・包括的なものではありません。FSPプロジェクトは、すべての基本財務諸表、財務諸表注記を包含するプロジェクトで、損益計算書だけでなく、貸借対照表とキャッシュ・フロー計算書の大々的な再構築も検討されました。直接法キャッシュ・フロー計算書もその一環でした。FSPプロジェクトにおいても、関係者の意見を踏まえ、途中で厳密な直接法キャッシュ・フロー計算書の強制から離れましたので、スタッフ・ドラフトの公開草案に記載されたのは厳密な直接法のキャッシュ・フロー計算書ではありません<sup>iii</sup>。いずれにせよ、現在進行中の基本財務諸表プロジェクトが過去のFSPプロジェクトの再来で、直接法キャッシュ・フロー計算書を再び検討しようとしていることは全くありません。この点は強調しておく必要があると思います。

**岸上** 営業キャッシュ・フローへの調整表についてはどうなりそうでしょうか。新基準で営業キャッシュ・フローに言及する場合、営業利益を定義し、それに揃えたものにするのが理論的だと思うのですが。

**Cooper** 営業利益と営業キャッシュ・フローを整合させるべきであるという意見もありますが、すべての関係者がそう考えるわけではありません。

**岸上** なるほど、全員ではないのですね。

**Cooper** Knubleyさんが言ったように、このプロジェクトで

は損益計算書の見直しに合わせてキャッシュ・フロー計算書の見直しが必要か検討する可能性はあります。例えば、利息や配当に関するキャッシュ・フローををどのキャッシュ・フロー区分に含めるかについて、選択肢をなくすかもしれません。また、営業キャッシュ・フローという小計が何を意味するか、もっと厳格に定めることになるかもしれませんが、これはまだ分かりません。今後、議論されることです。

**岸上** 分かりました。必ずしも営業利益に連携することが決まっているということではないのですね。

**Cooper** 個人的には、営業利益と営業キャッシュ・フローをより整合させた方が望ましいと思いますが、異なる意見があることも十分理解しています。

**倉持** このプロジェクトはまだリサーチ段階です。様々なアプローチを検討していますが、基準の変更を提案する段階ではありません。

**岸上** まだ何も決定していないと理解してよいということですね。分かりました。

**倉持** はい、まだ何も決定していません。

**又邊** フロー情報として、純損益及びその他の包括利益計算書とキャッシュ・フロー計算書にはつながりがあります。そこで、Knubleyさんにおうかがいしたいのですが、営業、投資、財務を定義する上で、2つの計算書の連携については検討されるのでしょうか。

**Knubley** キャッシュ・フロー計算書と純損益及びその他の包括利益計算書を、より整合させる必要があるのか、仮に、必要があるのであればどのような選択肢がありうるのかについても何も決まっています。今の質問に対して申し上げられるのは、「検討する可能性はある」ということです。先ほど申し上げましたように、リサーチ段階ですので、まだ何も決まっています。ただし、FSPプロジェクトで試みた一体性 (cohesiveness) を目指すことは考えていません。

**倉持** 一体性は、直接法キャッシュ・フロー計算書とともに

FSPプロジェクトに関して日本の関係者が特に懸念した提案でした。ITシステムへの変更等を懸念する声が強かったです。今回のアジェンダ協議に対して寄せられたコメントレターを読んでいて感じたのは、基本財務諸表プロジェクトで再び直接法キャッシュ・フロー計算書や一体性を扱い、実質的に過去のFSPプロジェクトを復活させるのではないかというご懸念を持たれていらっしゃる方もいるということでした。

**又邊** 倉持さん、それは作成者のご意見ですね。

**倉持** はい。当時の強いご懸念を考えると、無理もないと思います。ただ、今回の基本財務諸表プロジェクトでは、直接法キャッシュ・フロー計算書やFSPプロジェクトのような一体性は検討していません。現在、基本財務諸表プロジェクトで検討をしているのは、日本の関係者の方々からもご要望をいただいている、営業利益等の段階利益の検討が中心です。日本では比較可能な財務諸表の用語、様式が長く制度会計に組み込まれ、関係者はそのメリットを享受してきました。日本の関係者の皆様から、このようなご経験を踏まえた、財務諸表の標準化がもたらすメリットや、それに伴う若干のデメリット、どういった標準化が望ましいのかといったご知見をお聞かせいただくと、基本財務諸表プロジェクトにとって大変有益なインプットになると思います。

#### 4. 基本財務諸表と概念フレームワークの相互関係

**岸上** では、概念フレームワークとの関係に移りたいと思います。

**又邊** 概念フレームワークの公開草案では、すべての収益及び費用を純損益計算書に含めるという反証可能な推定<sup>IV</sup>が提案されていたと思います。しかしIASBは、最近になって、反証可能な推定を使うのではなく、原則に置き換えることを暫定的に決定しました。収益及び費用をその他の包括利益 (OCI) に含める上で、どちらの方が高いハードルなのでしょう。

**Knubley** どちらの方が高いハードルであるというものでは

純損益及びその他の包括利益計算書で  
有用な小計 (営業利益) を表示するには、  
営業・財務などの区分の検討が必要になると思います。

日本公認会計士協会 研究員  
**又邊 崇氏**



ないように思います。いずれの場合も意図しているのは、OCIの使用は例外的であるため、OCIを用いるには、「高いハードル」が必要だということです。公開草案では反証可能な推定としてそれを表しました。しかし、概念フレームワークは概念について記載すべきであり、反証可能な推定は基準書レベルで記載すべきものであるという意見が公開草案に対して多く寄せられ、IASBもそれに同意し、原則として記載することとしました。もちろん、原則に従わないケースは稀でなければならないと考えています。

**又邊** それは非常に稀なケースになるのでしょうか。

**Knubley** OCIに項目を計上する場合のハードルは高く、ある項目を純損益ではなくOCIに計上した方が、より有用な情報を提供できるといえなければなりません。その際に重視されるのが純損益の有用性です。「この項目を純損益ではなくOCIに計上することにより、より有用な情報が提供されるか？」を検討します。これは稀な例外になるはずです。

**又邊** 分かりました。それでは、年金負債の再測定がOCIに含まれる可能性はあるのでしょうか。

**Knubley** 年金負債の再測定は既に現行基準ではOCIに含まれており、概念フレームワークは他の基準に優先しませんので、年金基準の修正が行われない限りOCI計上に変更はありません。

**岸上** これについての最後の質問です。このプロジェクトに関して米国財務会計基準審議会(FASB)と何か共同で作業していることはありますか。

**Cooper** 基本財務諸表の改善に関しては、FASBもプロジェクトを立ち上げて検討を進めています。IASBとFASBが検討している項目の中には同じような項目もあります。ただし、これは共同プロジェクトではありません。

**岸上** そうですね。ただ、話し合いはしているのでしょうか。

**Cooper** はい。互いの検討状況等について、スタッフレベルで情報交換はしています。

**岸上** 日本では、IFRSと米国基準が離れてしまうことを懸念している人がいますので。共同プロジェクトではないが、話し合いはしていると理解しました。

## IV. 開示に関する取組み

### 1. 開示に関する取組みの概要

**岸上** 基本財務諸表プロジェクトと開示に関する取組みの違いを教えてください。関係があるように思えますが。

**Shields** 財務諸表は財務諸表本表と財務諸表注記から構成されます。財務諸表本表の改善を検討するのがこれまでお話ししました基本財務諸表プロジェクトでした。これに対して、財務諸表注記の改善を主に検討するのが開示に関する取組みです。開示に関する取組みは、1つのプロジェクトではなく、いくつかのプロジェクトの総称です(下記 **図1** 参照)。

**Shields** 財務諸表注記の改善が何を意味するかについては2つの側面があります。作成者は開示の負担を減らしたいと考えますが、投資家は開示をより充実したものとする、必要な情報がさらに提供されることを望んでいます。

**岸上** 本当に、投資家は常により多くの情報を求めているといえるのでしょうか。

**Shields** 大半の投資家は現在開示されている情報を上回る情報を求めているといえると思います。

**Cooper** 多くの場合、財務諸表注記に対する投資家からの不

**図1** IASBの開示に関する取組みの全体像



満は情報が多すぎることではありません。投資家は必要ではない情報を読まないことができるからです。目次や検索機能を使って、必要な情報にたどりつくことは難しいことではありません。

**岸上** では、情報が多の方が望ましいということですか。

**Cooper** もちろん、単に情報が多ければよいというわけではありません。情報は財務諸表の目的に適合したもので、有用で、かつ理解可能でなければなりません。単にアニュアル・レポートの文字数を増やしても、より有用な情報にはなりません。

**Shields** この点に関して、「開示原則」というディスカッション・ペーパーを年内に公表する予定です。これは、開示に関する取組みの中でも最も重要なものなので、後で詳しく扱いたいと思います。

また、「財務諸表への重要性の適用」に関するプロジェクトがあります。これについては2015年、実務記述書（強制力のないガイダンス）の公開草案を公表しました。現在、寄せられたコメントの検討を行っており、来年ははじめに最終化することを目指しています<sup>v</sup>。これは、財務諸表においてどのような情報が重要か、どのような情報を財務諸表に含めるべきか、又は含めるべきではないかを判断する上で役立つと思います。「重要性」の概念は概念フレームワークや、IAS第1号にも含まれていますが、開示に関する取組みを開始した際に、この概念が作成者に必ずしも理解されていないことが明らかになりました。この実務記述書によって重要性の概念自体が変わることはありませんが、何を意味するかが説明されることになります。

さらに、開示に関する取組みの中で、既存の「各基準書における開示要求事項の見直し」も行う予定です。この作業は、「開示原則」のディスカッション・ペーパーに対してコメントをいただいた後に開始する予定です。ただし、この見直しによって既存の開示要求事項の多くが取り除かれるということにはならないと思います。むしろ、既存の開示要求事項をより原則主義的な記載へと見直すことになるでしょう。

**岸上** 開示原則を最終確定したら、すべてのIFRS基準を書き直すことになるのでしょうか。我々のように英語を母語としない者にとって、基準の書き方が変わり、その構造が変われば、混乱が生じるかもしれません。

**Knubley** 開示要求事項の見直しについては、「開示原則」のディスカッション・ペーパーに対してどのようなフィードバックが寄せられるかによって、大まかに3つの可能性が考えられると思います。

1つ目の案は、開示に関する新基準を策定するものです。現在、各基準に散らばっている表示及び開示に関するすべての要

求事項を抜き出し、1つの基準にまとめるとともに、表現の整合性を確認し、より原則主義的な記載に変更します。この案は、開示要求事項の首尾一貫性を高めることにつながるという利点がありますが、非常に大がかりな作業になると考えられます。

2つ目の案は、各基準ごとに開示要求事項を見直すものです。開示要求事項を別の基準に移すことはせず、表現の整合性を確認し、必要に応じて重複を取り除きます。

3つ目の案は、実務で特に懸念が生じている一部の基準を、まずは試験的に見直す方法です。例えば、IFRS第2号「株式に関する報酬」の開示要求事項が複雑で準拠が困難であるとの指摘を受けますので、まずはこういった基準に、「開示原則」で策定した原則を適用し、うまく改善できるか検討することが考えられます。

「開示原則」のディスカッション・ペーパーに寄せられたフィードバックを踏まえ、これらの選択肢の中から次のステップを決定することになると思います。

## 2. 開示原則

**倉持** それでは、まもなく公表される「開示原則」のディスカッション・ペーパーについて詳しくうかがいたと思います。ディスカッション・ペーパーには日本の関係者の皆様からもコメントをいただければと思います。Knubleyさん、そもそも、この「開示原則」の目的は何か、「開示原則」はどのようなメリットをもたらすのか教えていただけますか。

**Knubley** この「開示原則」のディスカッション・ペーパーには2つの目的があります。1つは、作成者が何を開示すべきか判断する際に有用であること、もう1つは、IASBの基準設定において、開示要求事項の記載方法を改善することです。古い基準を読むと、「企業は～を開示しなければならない」など、かなり規範的な表現が使われているため、ある企業の状況を考えれば必要のない開示まで行われている可能性もあると考えています。こうした規範的な文言から離れ、より原則主義で目的ベースの表現にすることで、作成者が個々の企業の状況を踏まえてどういった情報を開示すべきか判断できるようにしたいと思っています。

IASBの開示要求事項の記載方法を改善する方法として、1つ目の案は——これはニュージーランド会計基準審議会のスタッフの提案ですが——開示要求事項を2階層に分けることです。1階層目として通常の場合に期待される開示を要求し、2階層目としてある事象がその企業にとって特に重要な場合に追加的な開示を要求する方法です。2つ目の案は、IASBが統合的な開

示要求事項を決められるよう、一連の開示目的を定めることで

す。  
作成者の開示の判断に資するよう、財務諸表の目的に適合した情報を作成者が伝達できるようにするための原則が含まれます。また、重要性の定義についても記載します。

**岸上** 作成者は判断を用いなければならなくなるということになりますが、利用者のニーズについても考えなければなりませんね。

**Shields** そのとおりです。

**岸上** 作成者は、利用者のレベルや利用者が誰であるのかをどのように判断すればよいのでしょうか。これは会社によって異なるとお考えでしょうか。それとも一般的な定義があるのでしょうか。

**Cooper** 利用者が誰であるのかは、ある程度、会社によって異なるかもしれませんが、多くの利用者は様々な企業に投資しますし、当然のことながら共通点は多くあると思います。

**岸上** 利用者のレベルを定義することは、作成者にとって非常に難しいように思います。そのため、作成者は決まり文句でもより多くの情報を財務諸表に含める傾向にあるということになるのではないのでしょうか。

**倉持** 利用者の違いが開示にもたらす影響と、作成者の違いが開示にもたらす影響を分けて考えたほうがよいかもしれません。利用者が誰なのかによって、作成者が提供する情報の内容は変わるかもしれません。しかし、現在問題なのは、むしろどの企業にも当てはまるような冗長な定型文言等が注記に含まれることにより、作成者ごとの違いが不明瞭になってしまっていることだと思います。これは利用者が誰であっても有用な情報ではありません。ある開示要求事項に対して、定型文言だけを注記に記載し、利用者が財務諸表を理解する上で知らなくてはならない企業固有の必要な開示がなされていない場合があるとの指摘もあります。

**Knubley** 作成者は、利用者について考え、利用者がその情報をどのように使うのかを考えなければならないと一般的にいえるとは思います。すべての利用者に対して「この情報は必要か」と聞いて回ることを期待しているわけではありません。一般的に、いくなれば常識的に、「この情報は、利用者の意思決定にとって重要か」を考えることが必要だと思います。私たちは、利用者を既存の及び潜在的な投資家、債権者と考えています。

これはかなり幅広い定義ですが、1組の財務諸表で目指しているのは、そうした利用者の共通の情報ニーズを満たすことです。一部の利用者だけが求める非常に特殊なニーズまですべ

て満たすことは目指していません。この点を踏まえれば、利用者に必要とされる情報に関して合理的なバランスがとれるのではないかと考えています。

また、作成者の開示の判断に資する項目として、情報の伝達方法の改善があります。ある情報を財務諸表内のどこに記載するのか、又は財務諸表外に記載するのかといった情報の記載箇所について、そして財務諸表内に記載した情報と、財務諸表の別の箇所に記載した情報や財務諸表外に記載した情報との相互参照やその必要性などです。

**岸上** その場合、財務諸表から報告書の他の部分への参照を増やしたいというお考えでしょうか。私たちは主に監査人なので、財務諸表外の他の部分に情報が相互参照されている場合でも監査する必要があります。この点に関して少し懸念しています。

**Knubley** ご懸念はわかります。ディスカッション・ペーパーを作成するにあたり、監査人のグループとこの点について議論し、それを踏まえて相互参照を認める提案をすることになりました。ただし、仮に、本来財務諸表に記載されるべき情報の一部を、財務諸表外、例えば、経営者による説明(MD&A)に記載する場合には、この情報がどこに記載されているのか、監査されているのか否かを財務諸表内に明確に記載しなければなりません。同様に、リスク分析など、一般的には経営者による説明に含められる情報も適切な場合には財務諸表に含めることを認める提案もしています。この場合もその部分が監査されているのか否かを明記することを求めています。もちろんこれは、ディスカッション・ペーパーの中の提案にすぎません。意見募集に対してどのようなコメントが寄せられるのか、とても楽しみにしています。これに関して監査人の観点から懸念があることも承知しています。

**岸上** 安心しました。ありがとうございます。

**Knubley** 「開示原則」のディスカッション・ペーパーには、それ以外にも、多くの関係者の関心事である会計方針の記載など特定の論点を取り扱ったセクションがあります。また、最近、特に注目を集めているトピックである代替的業績指標に関して、IFRSで代替的業績指標の使用に関するガイダンスを提供すべきかについても検討しています。

**倉持** ディスカッション・ペーパーの公表予定日とコメント募集期間を教えてください。

**Knubley** 公表日は11月ごろになる予定ですが、まだ確定していません。ディスカッション・ペーパーのコメント募集期間は当初5か月とする予定でしたが、6か月にする方向で検討中です。

### 3. 電子開示とタクソミー

**倉持** 電子開示やタクソミーについてもご説明いただけますか。

**Shields** 電子開示やタクソミーは、「(財務報告による)より良いコミュニケーション」というテーマの重要な部分を占めていると思います。IFRSタクソミーが役割を果たせるよう改善する必要があることは認識していますし、規制当局と協力することも重要です。現在、タクソミーの使用を要求している規制当局もあれば、要求していない規制当局もあります。また、タクソミーの使用を既に要求している規制当局であっても、IFRSタクソミーとは異なるタクソミーを使用している場合があります。このようにかなりの不整合が生じています。

また、タクソミーに関連したもう1つの点ですが、現在、金融情報ベンダーが、世界中の企業の財務報告等のデータを集積し、標準化したテンプレートを用いて各企業の財務諸表を比較可能な形に組み替えて投資家に対して情報提供しています。多くの投資家は、企業が作成した財務諸表を直接読まずに、これら金融情報ベンダーが加工した財務情報を利用しています。このような電子的な財務報告の世界のどの部分にIFRSタクソミーが当てはまるのかを考えなければなりません。このような戦略的で重要な問いに答えるべく検討を重ねています。

**岸上** 電子開示又はタクソミーは、標準化とも何らかの関係があるように思います。

**Knubley** まさにその点に関してコメントをしようと思いました。基本財務諸表プロジェクトでは、基本財務諸表の構造や記載内容について検討を進めていますが、基本財務諸表の構造や記載内容を改善することで、電子的な財務情報の利用にどのような影響を及ぼすのか、又は改善をもたらすのか、といった点も慎重に検討しなければならないと考えています。

## V. 財務報告の枠組みを超える企業報告

**岸上** 今後、日本公認会計士協会(JICPA)で担当となるので、この分野に大変関心を持っています。国際統合報告評議会(IIRC)や他の報告とはどのような関係があるのでしょうか。

**Shields** IASBはIIRCとの間で既に緊密な関係を築いています。Hoogervorst議長はIIRCの委員を務めていますし、IASB理事のKabureck氏もIASBの立場から様々な会議に参加しています。また、IASBはIIRCとの間で、今後の協力関係等について覚書を交わしています。さらに、IASB及びIIRCは、FASB、

サステナビリティ基準設定主体など他の組織とともに企業報告ダイアログ(CRD)にも参加しています。CRDは、多くの活動が交錯する企業報告の分野に、もう少し秩序をもたらそうという継続的な取り組みです。

評議員会は、2015年「体制とその有効性に関するレビュー」という文書に対してコメント募集を行い、その中で、IASBが財務報告の枠組みを超える企業報告においてどのような役割を担うべきか質問をしました。これに対して関係者から寄せられた意見は、「IASBはこの分野により積極的に取り組むべきかもしれないが、主導的な役割を果たすべきではない」というものでした。現在、IASBはそういった立ち位置をとうとうしつつ、どのような議論が行われているかフォローしています。例えば、気候変動リスクに関する開示を検討しているグループの活動を見守り、必要に応じて対応しています。

**岸上** 投資家の観点から、企業報告やIIRCについてはどのような考えをお持ちですか。投資家にとって、どのくらい重要なのでしょうか。

**Cooper** この分野をどのように考えるかについては、投資家の間でも意見が分かれていると思います。非財務情報の開示が充実し、様々な情報がより統合された形で報告されると非常に期待している投資家もいますが、聞こえはよいが、具体的にどのような変化がもたらされるのかについて懐疑的な投資家もいます。

**岸上** IIRCのフレームワークをもとに何を開示していくべきか、その境界を決めることが難しいのではないかと考えています。これを考えるのは私にとって課題です。

**Cooper** 私もそう思います。

**Shields** 非財務リスクとされるリスクの多くも、実際は財務報告に影響を及ぼす可能性があります。財務と非財務の境界も曖昧です。

**岸上** 実務的には、まずはMD&Aから始めるべきなのかもしれませんね。

**Shields** IASBはMD&Aの記載内容について、実務記述書(強制力のないガイダンス)を2010年に公表しました。公表からしばらく経ちますので、この実務記述書を見直すという可能性もあるかもしれませんが、現時点では何も決まっていません。

## VI. おわりに

**倉持** 最後に、日本の読者の皆様にメッセージをいただければと思います

**Cooper** 読者の皆様には、基本財務諸表プロジェクトを通じ

て財務報告をより良いものにできる可能性がある」と期待していただきたいと思います。基本財務諸表プロジェクトは、以前のFSPプロジェクトとは大きく異なるプロジェクトです。財務諸表利用者をはじめとするすべての関係者にとって財務報告がより良いものとなるよう検討を進めていきたいと思っています。アジェンダ協議では、特に財務諸表利用者から、財務諸表表示の改善に対して強い要望が寄せられました。このプロジェクトは大変重要なものですので、すべての関係者の皆様に関わっていただきたいと思っています。

**Shields** アジェンダ協議に対しても、日本の関係者の皆様から多くのご意見を聞かせていただき、どうもありがとうございました。日本の関係者の皆様からのご支援とご関心に感謝しています。IFRS任意適用企業の拡大は私たちには大きな励みになっています。

**Knubley** 日本の関係者の皆様がIFRSの基準設定活動にご協力をいただいたり、IFRSの任意適用に取り組んでいただいていることに大変感謝しています。基本財務諸表や他のプロジェクトを成功に導くためには皆様からご意見をうかがうことが非常に重要です。引き続き、ご協力をお願いします。

**岸上** 本日は、ありがとうございました。

〈注〉

- i IFRS財団及びIASBウェブサイト上では、IASBの作業計画は、2016年7月20日時点で更新されている (<http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Pages/IASB-Work-Plan.aspx>参照)。
- ii 代替的業績指標 (APM) という用語の使い方は様々であるが、ここでは財務諸表外で用いられる業績指標を指し、非GAAP業績指標と同義で用いている。
- iii 財務諸表の表示のスタッフ・ドラフト (IASB, 2010) では、関連する資産及び負債の当期増減額に対応する収益及び費用を修正することにより、間接的にキャッシュ・フローを算定する方法、いわゆる間接的直接法を用いて作成することも選択肢とされていた。
- iv 概念フレームワーク公開草案 (IASB, 2015a) では、純損益を定義しないかわりに、損益計算書を当期の財務業績に関する主要な情報源として説明し、すべての収益・費用を純損益計算書に含めるとの推定は反証可能とし、収益・費用項目を損益計算書から除外することで目的適合性が高まる場合に限り、損益計算書から除外すること (OCIに含めること) を提案していた。

- v IASB作業計画 (注 i 参照) によると、重要性の適用に関するプロジェクトは、3か月以内に「プロジェクトの方向性を決定」とされている。

参考文献:

International Accounting Standards Board (IASB). 2010. "Staff Draft of an Exposure Draft: Financial Statement Presentation, [Draft] International Financial Reporting Standards X," July 2010.

———. 2015a. Exposure Draft, "Conceptual Framework for Financial Reporting," May 2015.

———. 2015b. Request for Views, "2015 Agenda Consultation," August 2015.

———. 2015c. Exposure Draft, "IFRS Practice Statements: Application of Materiality to Financial Statements," October 2015.

———. 2016. IASB Update, June 2016.

IFRS Foundation. 2015. Request for Views, "Trustees' Review of Structure and Effectiveness: Issues for the Review," July 2015.

Suzanne Lloyd・Hugh Shields・倉持亘一郎・岸上恵子. 2015. 「国際会計基準審議会 (IASB) ボードメンバー Suzanne Lloyd氏及びエグゼクティブ・テクニカル・ディレクター Hugh Shields氏に訊く『IASBアジェンダ協議2015』」『会計・監査ジャーナル』No.723 Oct. 2015

教材コード	J 0 2 0 7 2 6
 研修コード	2 1 0 3
履修単位	2 単 位